

石川県運輸の仕事の魅力発信事業業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、石川県運輸の仕事の魅力発信事業の委託契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

石川県運輸の仕事の魅力発信事業業務委託

(2) 事業目的及び事業内容

仕様書（案）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

3,500千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザルのスケジュール

項目	日程
①実施要領等の公表（公募開始）	令和8年5月18日（月）
②実施内容に関する質問受付	〃 5月20日（水）17時まで
③質問に対する回答	〃 5月22日（金）
④プロポーザル参加申込受付	〃 5月25日（月）17時まで
⑤参加資格審査に基づく結果通知	〃 5月29日（金）
⑥企画提案書等書類の提出期限	〃 6月2日（火）17時まで
⑦書面審査及び結果の通知	〃 6月上旬～中旬
⑧審査会の実施及び結果の通知	〃 6月中

※書面審査は参加者が5者以上の場合に実施

4 参加資格要件

以下の（1）から（9）までに掲げる要件を全て満たす者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。

① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はそ

の支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が
条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。以下同じ。)
である者

- ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者又は再生手続開始の申立てをされた者に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者に該当しない者であること。
- (5) 石川県が賦課徴収する全ての税について、未納がないこと。
- (6) 仕様書に定める業務を確実に実施することができること。
- (7) 石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第111条第2項の規定による資格者名簿に登録されている者であること。
- (8) 石川県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (9) 石川県内に本社、支社、営業所等を有すること。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、本要領に定める質問票(様式1)に記入の上、
電子メールにファイルを添付して以下の宛先に送信すること。

・宛先: 石川県運輸担い手確保協議会事務局

(石川県交通総合対策監室交通政策課内)

・電子メールアドレス: e120700@pref.ishikawa.lg.jp

※提出の際は、件名を「【質問票提出】石川県運輸の仕事の魅力発信事業」とすること。

※送信後は、電話にて到達確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和8年5月20日(水) 17時まで

(3) 回答

質問事項と回答事項を合わせて、原則、電子メールにて回答するとともに石川県ホームページに掲載する。

6 参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する場合には、以下の要領により関係書類を提出すること。なお、期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を認めないので注意すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 誓約書（様式3）※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出

ウ 会社概要及び業務実績（様式4）

※定款、役員名簿等も提出すること。

※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。

エ 共同企業体協定書（写）※共同企業体を結成して参加する場合に提出すること。

オ 「平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）」に基づき、令和8年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者でない場合は、次の（ア）から（ウ）の書類※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。

（ア）登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

参加申込書提出日前3月以内に発行されたもの。（写し可）

（イ）納税証明書

i 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（納税証明書「その3」。「その3の3」でも可。直前の確定申告を終えた決算の営業年度におけるもの。様式が未納税額のない証明用のもの。）

ii 石川県内に事業所を有する者にあつては、石川県税に未納がないことを証する納税証明書

（ウ）財務諸表（直前決算の貸借対照表、損益計算書）

(2) 提出方法

電子メールにファイルを添付して以下の宛先に送信すること。

・宛先：石川県運輸担い手確保協議会事務局

（石川県交通総合対策監室交通政策課内）

・電子メールアドレス：e120700@pref.ishikawa.lg.jp

※提出の際は、件名を「【参加申込書等提出】石川県運輸の仕事の魅力発信事業」とすること。

※送信後は、電話にて到達確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和8年5月25日（月）17時まで

(4) 参加資格の審査

- ア 参加希望者は、上記（1）の提出書類を提出し、参加資格があることの審査を受けなければならない。
- イ 審査の結果は別紙1により通知する。なお、参加資格を満たしていると判断された者については、企画提案書等の提出を要請する。
- ウ 審査の結果については異議の申し立てをすることができない。ただし、前記イの通知を受けた者のうち、参加資格がないと判断した者については、その判断理由を付すものとする。
- エ 参加申込書（様式2）を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式5）を提出すること。

7 企画提案書の作成・提出方法等

企画提案書は1者につき1案のみとし、以下の要領により関係書類を提出すること。

(1) 提出書類（以下2点「ア、イ」）

ア 企画提案書の提出について（様式5）

イ 企画提案書（A4版、横書き、左綴じ）

以下の内容を記載した企画提案書を作成すること。

① 業務の実施計画の提案

(ア) デザイン及びその考え方

- ・全体の企画、構成・操作イメージがわかるように作成すること。
- ・仕様書（案）を踏まえ、主なターゲットにどのように情報を効果的に届けるか、考え方やポイントを整理すること。
- ・ホームページのトップページのデザインは必ず作成すること。

(イ) 機能

- ・仕様書（案）の目的を達成するため、仕様書（案）に示すもののほか、必要と考えられる機能または縮小・廃止すべき機能及びその概要について提案すること。

(ウ) KPIの設定と効果検証の方法

(エ) ホームページ完成後のサポートに関する事項

- ・作成後の無償サポートの内容
- ・有償の更新サービスの内容及び費用

② 会社概要及び本業務にあたる人員体制

- ・本業務を行うにあたり、人員・役割分担等を示すこと。
- ・配置する人材の詳細（経歴や実績）も示すこと。

- ③ 業務の全体スケジュール
- ④ 類似業務の取り扱い実績（過去5年以内）
- ⑤ 見積総額
 - ・総額、内訳、諸経費、消費税を明記すること。
 - ・別途ランニングコストを要する場合は、金額を明示すること。

(2) 提出形式

以下の通り、「郵送」及び「電子データ」にて提出すること。

【郵送】

- 企画提案書の提出について（様式5） 1部
 - 企画提案書（A4版、横書き、左綴じ） 7部
 - 〔内訳：(i) 提案者名の記載があるもの：1部〕
 - 〔(ii) 提案者名の記載がないもの：6部〕
- ※(ii)には提案者の社名、社名を暗示する文字や記号、符丁、装丁等は一切使用しないこと。

【電子データ送付】

- 企画提案書（提案者名の記載がないもの）の電子データ（形式はMicrosoft PowerPoint または PDF とする）
- ※データ量は原則 10MB以内に収めること。
10MBを超える場合は送信前に提出先に電話連絡すること。

(3) 提出方法

以下の宛先にそれぞれ提出すること。

【郵送】

- ・送付先：〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県運輸担い手確保協議会事務局
(石川県交通総合対策監室交通政策課内)
- ※郵送の際は、「【企画提案書提出】石川県運輸の仕事の魅力発信事業
在中」と記載すること。

【電子データ送付】

- ・宛先：石川県運輸担い手確保協議会事務局
(石川県交通総合対策監室交通政策課内)
 - ・電子メールアドレス：e120700@pref.ishikawa.lg.jp
- ※提出の際は、件名を「【企画提案書提出】石川県運輸の仕事の魅力発信事業」とすること。また、メール送信後に送信した旨を提出先に電話すること。

(4) 提出期限

令和8年6月2日（火）17時まで（必着）

（5）留意事項

- ア 本要領及び仕様書（案）に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案上限額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- イ 企画提案書の作成、提出及び調査に要する費用等は全て提案者の負担とする。
- ウ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。
- エ 提出後の書類の差し替えや修正は一切認めない。
- オ 提出された全ての書類は返却しない。
- カ 石川県から渡された全ての資料は、他に公表し、又は使用してはならない。

8 説明会

本業務の企画提案を公募するにあたっての説明会は開催しない。

9 審査方法

（1）実施方法

各事業者から提出された企画提案書、参加者によるプレゼンテーション及び質疑応答内容を基に、審査員が審査・採点を行い、最も高い評価を得られた企画提案書を提出した者を本事業の契約交渉者として選定する。審査については、別表「審査基準票」に基づき行うこととする。

なお、参加者が5者以上の場合には、審査会に先立って書面審査を実施する。書面審査では、提出書類を基に評価・採点し、上位4者を審査会での審査対象者とする。

（2）審査会

- ① 開催日時：令和8年6月中
- ② 開催場所：石川県庁内会議室（予定）
- ③ 企画提案の所要時間（予定）
 - ア プレゼンテーション 10分以内
 - イ 質疑応答 20分程度
- ④ 注意事項
 - ア 参加人数は1参加者あたり2名までとする。
 - イ 審査会当日、新たに説明資料を追加することは禁止する。
 - ウ プレゼンテーション用のモニターは県で準備するが、接続用のパソコン

は参加者が持参すること（接続形式HDMI）。

エ プレゼンテーション中、社名（共同企業体の場合は構成員の社名を含む）が判別できるような言動を控えること。

オ 他の参加者の企画提案を傍聴することは禁止する。

カ 指定時間に遅れた場合は、審査会への参加を認めない。

（3）最優秀提案者の選定

別表の審査基準表に従い、最も優れた提案者を選定する。

各審査員の順位点の合計が同じであるものが複数いる場合は、審査員の協議によって審査委員長が決することとする。

（4）参加者が1者又はない場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても審査は実施し、基準を満たすときは、当該参加者を最優秀提案者として選定する。また、基準を満たさない場合、または参加者がいない場合には、再度公募を実施する。

（5）審査について

審査内容については公表しない。審査結果については別途通知するが、異議の申し立ては認めない。

10 委託契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容の協議・調整を行い、県と最優秀提案者の双方が合意に至った場合に、最優秀提案者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、石川県財務規則等に基づき、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

11 著作権等に関する事項

仕様書（案）7（1）（2）を遵守すること。

12 情報セキュリティに関する事項

仕様書（案）別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守すること。

13 個人情報の取扱いに関する事項

仕様書（案）別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守すること。

1 4 業務の適正な実施に関する事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

(2) 立入検査

県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問を行うことができる。

(3) 知的財産権の取り扱い

受託者は、本業務の実現のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

(4) データ漏えい等の防止

受託者は、発注者から引き渡された情報資源、記録媒体及び出力帳票等に関し、その管理を徹底し、データの漏洩及び紛失等がないよう十分に配慮しなければならない。

1 5 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。その場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、双方の責に帰すことができない自由により業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が調わない場合には、それぞれから、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、受託者は契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

1 6 その他

事業実施の際、本実施要領に示した内容と差異がある場合は、協議の上、決定するものとする。

〈別表〉 審査基準表

審査項目	審査基準	配点
デザイン及びその考え方	仕様書（案）及び実施要領を的確に踏まえ、事業の目的に結び付く明確かつ具体的な提案となっているか。	10
機能	事業の目的を達成するため、必要十分な機能が提案されているか。	10
機能	利用者にとってわかりやすく、求める情報に容易にアクセスできるよう工夫されているか。	10
機能	事業者が自社の情報及び自社が実施するイベントを掲載するページを制作、編集しやすいよう配慮されているか。	10
K P I	本事業の目的を実現するための効果的かつ具体的な目標を設定し、具体的な効果検証方法を提案しているか。	10
サポート	完成後のサポート体制が整っているか。	10
実施体制	提案内容を安定的に実施できる人員が確保され、その人材は十分な経歴や実績を有しているか。	10
スケジュール	実施スケジュールは、各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか。	10
実績	類似取扱業務の実績（過去5年）に鑑み、業務遂行能力が認められるか。	10
コスト	イニシャルコスト及びランニングコストの内訳及び範囲が明確で、提案内容に見合った適切な経費であるか。	10
合計		100